

中央図書館昇降機点検仕様書

1. 委託目的 エレベーターの運転機能を常に安全かつ良好に維持するため、技術員及び遠隔診断装置による計画的および適切な点検と運転プログラム調整を実施し、必要に応じ整備を行うことを目的とする。なお、修理又は取替を必要と認めた場合は、後日見積を提出のこと。

2. 委託対象

対象エレベーター	品名形式	台数
	日立機械室レスエレベーター	1台
	UAP-15-CO45 3 stops	
	付加仕様 地震時管制運転装置	
	停電時自動着床装置	
	火災管制運転装置	

3. 定期点検

- (1) 定期的に技術員による巡回点検と遠隔診断装置による自動診断運転を行い、運転状態における性能を総合的に判断し、異常や不具合またその兆候を発見した場合は直ちに適切な処置をとること。
- (2) 点検回数は技術員また遠隔診断装置による自動診断運転月1回以上とし、故障等の発生時には、随時技術者を派遣してその対応にあたること。

4. 定期整備

(1) プログラム整備

装置の稼動状況（診断装置による稼動時間、起動回数、各階ドアの開閉回数計測結果）に適應したプログラムによる整備を行うこと。

(2) 不具合対策

定期点検による不具合指摘事項の対策を行うこと。

5. 定期点検・定期整備の対象

区分	作業の対象 (装置名)	主な作業内容	遠隔診断	
			稼動診断	診断運転
かご	運転状態	乗心地・振動・異常音点検	常時	1回以上/月
		着床状態・レベル点検	常時	1回以上/月
		定常走行速度・速度変動点検	常時	1回以上/月
		起動・加速・減速状態点検	常時	1回以上/月
	外部への連絡装	呼出し通話確認		
		バッテリー診断	常時	
		電話回線チェック		1回/週
	停電灯装置	点灯・照度確認		
	内装・照明・ファン	各機器点検		
		天井扇回転状態点検		
	操作盤・表示ランプ	押ボタンスイッチ動作確認	常時	—
		かご内停止・各操作スイッチ動作確認	常時	—
		かご位置表示装置点検		
	かごの戸・敷居	かご・乗場の戸当りゴム点検		
		乗場とかご敷居との隙間測定		
		戸スイッチ相互位置測定、動作点検	常時	1回以上/月
ハンガーローラ・レール清掃、点検				
振れ止めローラ点検				
駆動ロープ清掃、点検、グリス塗布(注1)				

(2) 遠隔監視診断

常時遠隔監視予兆診断を行い、異常または前項5定期点検、定期整備の対象作業の遠隔診断項目に異常兆候が発生した場合、適時出動、対策を行うこと。

【監視項目】①閉じ込め故障 ②起動不能故障 ③安全装置動作 ④電源系統異常
⑤走行異常 ⑥ドア開閉異常

【診断項目】前項5定期点検、定期整備の対象作業の遠隔診断項目による。

(3) 遠隔閉じ込め救出

エレベーター閉じ込め故障時に乙の管制センターにてエレベーターの安全を確認し、遠隔操作で最寄階までエレベーターを操作、運転することにより乗客を救出すること。

7. 消耗部品

作業に必要な次に掲げる消耗部品については受託者負担とする。

カーボンブラッシュ、ヒューズ類、リード線、ランプ類、補充用油、脂類、ウエス

8. その他

(1) 部品供給

「乙」は、十分な純正部品のストックと、部品の製造中止においても代替品の開発を行い、部品の安定供給を行うこと。また、広域災害時などで多量に部品を要する場合においても、エレベーター運行に最小限必要な修理部品を供給すること。

(2) 修理または取替の条件

修理または取替の費用は含まないものとする。点検結果に基づき修理、取替が必要な場合は速やかに見積書を提出すること。

(3) 撤去品および残材の処置

この仕様書に基づく作業によって発生する撤去品および残材は無償で引き取り「乙」の負担で速やかに搬出すること。

(4) 作業時間

故障対策を除き、点検整備は「甲」の就業時間（通常勤務の勤務時間）内に行うこと。作業に必要な時間は運転を休止すること。

(5) 管理責任

エレベーターの占有もしくは管理に基づく責任は受託者にはない。

(6) 法律に基づく検査の費用

建設基準法、労働安全衛生法によるエレベーター検査の受験費用については「乙」の負担とする。

(7) エレベーター関連施設のメンテナンス

BGM装置、かご用エアークンディショナー、地震計、煙感知器、時計等のエレベーター関連施設のメンテナンスは含まれない。

(8) 点検報告

点検作業終了後、作業報告書を1部作成する。

また、遠隔監視診断報告書は、下記の診断・計測項目結果の内容により1部作成し、甲に提出の上確認を受けること。

【遠隔監視診断報告項目】

1) 性能診断：下記の自動診断運転の計測値と判定結果を報告すること。

①起動時間 ②加速走行時間 ③定常走行速度 ④速度の変動 ⑤減速走行時間

2) 各機器の診断：下記常時診断結果を報告すること。

①制御盤の温度 ②起動用リレーの作動 ③かご内の行先階・開閉釦の作動

- ④インター用充電機の電圧
- ⑤ドアの開閉状態
- ⑥かご停止時の段差
- ⑦乗り場釘の作動
- ⑧ドアロックスイッチ
- ⑨最上階・最下階行過ぎ防止用リミットスイッチの作動

3) 利用状態：下記の計測結果を報告すること。

- ①走行距離
- ②累計走行距離
- ③各階の利用率
- ④各ドアの開閉回数
- ⑤各階におけるドア反転回数(セーフティ動作によるものと衝撃による反転回数)

4) 故障、異常：下記の故障、異常内容と処置内容を報告すること。

- ①閉じ込め故障
- ②ドア閉じ後起動不能故障
- ③安全装置作動
- ④通信・電源の異常
- ⑤ドアの開閉故障
- ⑥最寄階への緊急停止
- ⑦かご内からの通報

5) 総合所見：異常予兆発生と処置内容および診断期間末日の総合状態を報告すること。

(9) この仕様書に記載されていない事項等の発生した場合は「甲」と協議うえ決定し、責任を持って対処する。